

新	旧	備考
<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p>沿革（略）</p> <p><u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p>沿革（略）</p>	
<p>第1条～第35条（略）</p>	<p>第1条～第35条（略）</p>	
<p>（担保権の設定）</p> <p>第36条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的（当該目的が不動産に関する権利又は設備に関する権利である場合には、当該権利の対象である不動産又は設備を含む。）又は保険金請求権について質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするときは、当該担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。<u>ただし、保険の目的のみについて質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（担保権の設定）</p> <p>第36条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的（当該目的が不動産に関する権利又は設備に関する権利である場合には、当該権利の対象である不動産又は設備を含む。）又は保険金請求権について質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするときは、当該担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2（略）</p>	
<p>第37条～第39条（略）</p>	<p>第37条～第39条（略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>		